



## 特殊詐欺被害防止特別号

◎広島県内の特殊詐欺発生状況（令和5年中）  
被害件数343件（被害額は約8億8000万円）



令和4年比109件、被害額約1億9500万円増加！**誰が被害者となっても不思議ではない！**

◎特殊詐欺の手口（詳しい手口は裏面に記載）  
架空請求・還付金詐欺などの被害が増加



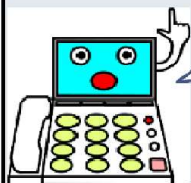
江田島市内も、いろいろな**架空の理由でお金を要求されて被害に遭う事例が多いです！**また、**投資を目的とした詐欺**にも注意してください！

# ふるたか

江田島警察署  
署所在地  
☎42-0110

## 特殊詐欺被害防止対策

- ①電話でお金のお話が出たらすぐ江田島警察署へ相談する
- ②パソコン操作中に警告音が鳴りサポートセンター等へ誘導された場合は、すぐ相談する
- ③固定電話は常に留守番電話にするなどの防犯対策をとる



江田島市には防犯機能付機  
電話の補助制度があるよ

### 江田島署の取組み



ATM警戒



銀行での出張講習

### 交通死亡事故の発生について

3月5日午前中、横断歩道を横断中の歩行者が車にはねられる痛ましい交通事故が発生しました。

事故当時は、雨が降っており、見通しが悪かったようですが、運転するときには十分に注意しましょう。

歩行者の方も、道路を横断するときは、たとえ横断歩道上であっても車が来ていないか、よく確認しましょう。

だまされないで!

これが

# 特殊詐欺

## オレオレ詐欺

息子や孫などの家族、警察官、弁護士などを装い、事件や事故、トラブルに対する示談金などの名目で金銭などをだまし取るものです。

「交通事故を起こした」  
「会社に損益を出した」  
「不倫がバレた」  
「株で失敗した」

息子役 「お金を送って」  
「お金を取りに行く」

ここに注目!!!

## 預貯金詐欺

だまして提出させる

親族、警察官、銀行協会職員、役所の職員など様々な立場の者を装い、口実を設けてキャッシュカード、クレジットカード、通帳などを提出させてだまし取るものです。

銀行員・役所の職員役 「医療費の払い戻しがある」  
「手続きにカードが必要」  
「あなたのキャッシュカードは古いので新しいカードに換える」

百貨店店員役 「あなたのクレジットが不正利用されている」

ここに注目!!!

## キャッシュカード詐欺盗

隙を見て盗む(又はすりかえる)

「預貯金詐欺」と同様な口実で被害者に電話をかけた後に自宅に赴き、キャッシュカードを準備させ、隙を見てカードをすり替えるなどして盗むものです。

警察官役 「詐欺犯を捕まえたら名簿にあなたの名前があった」「あなたの情報が出てきた」「捜査が必要」

「カードを渡して」  
「キャッシュカードを預かります」  
「暗証番号を教えてください」

## 架空料金請求詐欺

「未納料金がある」などと架空の事実を口実として金銭などをだまし取るものです。  
【例】「消費料金に関する訴訟最終告知」  
「有料サイトの料金が未納です」

「滞納金を払いなさい」  
「手続きが必要」  
「後で返金します」

ハガキ メール 封書

## 還付金詐欺

役所を装い、税金、医療費、保険料などの還付手続き名目で ATM を操作させ、金銭をだまし取るものです。  
【例】「医療費の払い戻しがあります」  
「今日が受け取り期限です」  
「携帯電話を持って ATM へ行って」

「今から言うとおりに操作してください」  
→ お金が犯人の口座へ

## 融資保証金詐欺

実際には融資をしないのに、融資を申し込んできた者に保証金や手数料名目で金銭をだまし取るものです。  
【例】「即日融資可能」「低金利で融資します」  
「ブラックリストにあなたの名前があります」

「手数料を払いなさい」  
「保証金を払いなさい」

## 金融商品詐欺

架空の未公開株や物品などについて、購入すれば利益が得られると信じさせ、金銭をだまし取ったり、これらの商品について購入意思のない者に名義貸しをさせた後、名義を貸したことでトラブルが発生したかのように装い、解決名目で金銭をだまし取ったりするものです。  
【例】「パンフレットは届きましたか?」「投資すれば必ず儲かる」「名義を貸して」

「名義貸しは犯罪だ」  
「あなたは逮捕される」

## ギャンブル詐欺

不特定多数の者にメールや雑誌などで「必勝法情報」や「当選情報」を提供するなど言い、情報料や会員登録料名目で金銭をだまし取るものです。  
【例】「ロトくじの当選番号を教えます」  
「必ず当たる馬券を買いませんか」  
「選ばれたあなただけに教えます」

「登録料を払いなさい」  
「情報料を払いなさい」

## 交際あっせん詐欺

不特定多数の者に、メールや雑誌などで「女性(男性)紹介」などと記載・掲載し、紹介を求めてきた被害者に対し、会員登録料や情報料などの名目で金銭をだまし取るものです。  
【例】「あなたと交際したいという人がいます」  
「会員登録が必要です」

「サイトに登録しなさい」  
「ポイントを購入しなさい」

だまされないために

- 電話でお金を要求されたら詐欺を疑って!
- 他人に暗証番号を教えたり、キャッシュカードを渡したりしない!
- 留守番電話の設定や防犯機能付き電話で防犯対策を!
- 不審な電話がかかったり、メールやハガキが届いたりしても、一人で決めずに家族や警察に相談を!